

千葉市告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成30年5月29日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
飯倉整骨院居宅 介護支援事業所	千葉市若葉区大 宮台7-19- 3	飯倉整骨院機能 訓練型デイサー ビスすずかけ	千葉市若葉区大 宮町3099- 1	平成30年5月31日